

官民イノベーションプログラム部会に付託された事項の審議結果について

国立大学法人評価委員会の下に置かれた「官民イノベーションプログラム部会」が開催され、以下の審議を行った。

第7回（平成26年9月3日開催）

・認定特定研究成果活用支援事業者への出資について

国立大学法人法第22条第3項の規定に基づき、文部科学大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者への出資について認可をしようとするときは、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

- 京都大学から京都大学イノベーションキャピタル株式会社へ、大阪大学から大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社へ出資するための認可の申請があり、部会において審議した結果、文部科学大臣が本件を認可することについて、特段の意見はなかった。
- なお、認可については、今後、財務大臣との協議を経て行う予定。

第8回（平成26年11月4日開催）

・認定特定研究成果活用支援事業者への出資について

国立大学法人法第22条第3項の規定に基づき、文部科学大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者への出資について認可をしようとするときは、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

- 東北大学から東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社へ出資するための認可の申請があり、部会において審議した結果、文部科学大臣が本件を認可することについて、特段の意見はなかった。
- なお、認可については、今後、財務大臣との協議を経て行う予定。